

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	執行機関名 鴻巣市長
3. 市区町村名	鴻巣市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年12月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	36	
10. 保護評価書の名称	重度心身障害者医療費の支給に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pnc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=30&kk_name=%26%2340251%3B%26%2324035%3B%26%2324066%3B&count=20&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&kk_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=30&sort_key=opn_date_from&sort_order=DESC&search=1&page=2	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)第1条	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、[障害者及び障害児]が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の[福祉の増進を図る]とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、[重度心身障害者]に対し、医療保険各法又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の[福祉の増進を図る]ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年条例第12号) 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第8号)